

件 名	令和 3 年度埼玉県指定文化財の指定及び指定解除について															
提案理由	埼玉県文化財保護審議会の答申を受けて、埼玉県文化財保護条例第 2 6 条第 1 項、第 3 1 条第 1 項に基づく指定及び第 3 2 条第 1 項に基づく指定解除を別紙のとおり行いたいので、審議願います。															
概 要	<p>1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">民俗文化財</td> <td style="text-align: center;">無形民俗文化財</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記念物</td> <td style="text-align: center;">天然記念物</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 埼玉県指定文化財の指定解除とするもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">記念物</td> <td style="text-align: center;">天然記念物</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定及び指定解除の年月日 令和 3 年 7 月 3 0 日</p>	種 別	種 類	件 数	民俗文化財	無形民俗文化財	1	記念物	天然記念物	1	種 別	種 類	件 数	記念物	天然記念物	1
種 別	種 類	件 数														
民俗文化財	無形民俗文化財	1														
記念物	天然記念物	1														
種 別	種 類	件 数														
記念物	天然記念物	1														

(文化資源課)

令和3年度 埼玉県指定文化財指定候補一覧

番号	種別	種類	名称	員数	保護団体又は所有者 (管理者)	所在地
1	民俗文化財	無形民俗文化財	ちちぶかわせまつりのかわせとやたいのぎょうじ 秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事		川瀬祭保存会	秩父市
2	記念物	天然記念物	ちちぶさわらこっかくかせき チチブサワラ骨格化石	1 括	埼玉県 (自然の博物館)	秩父郡長瀬町長瀬一四 一七番地一

令和3年度 埼玉県指定文化財指定解除候補一覧

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在地
1	記念物	天然記念物	ばんしょうじのしい 萬松寺のシイ	1 本	宗教法人 萬松寺	東松山市大字柏崎字名 所三四二番地

埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)

第26条第1項 県教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを埼玉県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを埼玉県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

第31条第1項 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。第37条において同じ。)のうち県にとって重要なものを埼玉県指定史跡、埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

第32条第1項 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

(1) 秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事

(民俗文化財・無形民俗文化財)

秩父市

- ・秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事は、荒川上流から中流域にかけて、また荒川支流でも行われている「川瀬祭り」「川瀬行事」等と呼ばれる行事の一つである。
- ・秩父市番場町に鎮座する秩父神社の摂社である日御碕神社ひのみさきの例大祭であり、地元では「お祇園」と呼ばれ、秩父神社の神輿ぎおんが川入りする神輿洗い行事が行われ、付け祭として屋台・笠鉾かさぼこの曳き回しが行われる。
- ・現在は、毎年7月19日頃に町会ごとに若衆が荒川で水を汲み、地域を清めるお水取り行事が行われる。20日午後には神輿の荒川への渡御とぎよが行われ、氏子の17町から選ばれた神輿担ぎに担がれた神輿が川に入って神輿をもみ、水を掛けて清める神輿洗いを行う。19日、20日ともに付け祭として、屋台4基、笠鉾4基が市中を曳き回される。冬の秩父祭が大人の祭りとされるのに対して、子供の祭りと言われており、特に屋台囃子ぼやしや曳き子は、子供たちが中心的役割を担っている。
- ・本件は、地域の災厄防除・悪疫退散を祈願する祇園系の夏祭りの系譜に連なる祓いの行事の一つであり、民俗的要素を豊富に伝えている。また、屋台囃子や笠鉾・屋台の囃子手と曳き子を子供たちが中心となって担っている点も、祇園系の夏祭りの地域への定着の在り方を示すものとして特色がある。地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものとして価値が高い。



子供が囃子手を務める



番場町のお水取り行事

(2) チチブサワラ骨格化石 (記念物・天然記念物)

長瀬町

- ・秩父郡小鹿野町般若の新生代新第三紀中新世(約1550万年前)の古秩父湾堆積層から産出した県立自然の博物館が所蔵する大型魚類の骨格化石である。
- ・保存状態が良好で、頭蓋骨や鰓蓋^{えらぶた}周辺の骨や肋骨、脊椎骨の一部が産出しており、産出部位から推定される全長は約2mである。
- ・1994年に、本標本をホロタイプとして、サバ目サバ亜目サバ科サワラ族サワラ属の新種 *Scomberomorus chichibu* (和名：チチブサワラ) として記載された。ホロタイプは種の同定の基準となる世界で唯一の標本のことで、県内に所在する唯一の県産硬骨魚類化石のホロタイプであり、埼玉県産出魚類化石の中で代表的存在である。
- ・サワラの仲間の化石は産出例が少なく、化石標本のほとんどが断片的なものであるが、本標本は頭の骨を中心に比較的多くの骨を残し、当時のサワラ族の姿を知るために重要であり、その起源や進化を解き明かすために重要な標本である。
- ・日本列島形成時の地殻変動と当時の古環境を物語る古秩父湾堆積層から産出したチチブサワラは、古秩父湾の生物相が多様であったこと示す化石であり、当時の古生態や古環境を知る上で重要であり、地域の地形・地質の成り立ちを知ることができることから、学術的価値が高い。



チチブサワラ骨格化石

2 埼玉県指定文化財の指定解除とするもの

(1) 萬松寺のシイ（記念物・天然記念物）

東松山市

- ・昭和 10 年 3 月 31 日に指定された樹齢約 500 年とされるスダジイの古木である。昭和 58 年時には幹周り 5.7m、樹高 9m を誇った。当初は同敷地内の 2 本が指定されていたが、平成 12 年に 1 本が枯死したことから平成 13 年 3 月 16 日に一部指定解除された。
- ・残った 1 本に令和元年 12 月 31 日に線香の火が移り延焼、枯死したことにより文化財としての価値を失った。



萬松寺のシイ

文化財の種別と県内の主な文化財

1 有形文化財

(1) 建造物

【例】 歓喜院聖天堂（国宝）、氷川神社本殿（県指定）

(2) 美術工芸品

絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、
考古資料、歴史資料等

【例】 武蔵埼玉稲荷山古墳出土品（国宝）、太平記絵巻（県指定）

2 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術等（保持者＝いわゆる「人間国宝」）

【例】 細川紙（国指定）、江戸木目込人形（県指定）

3 民俗文化財

(1) 有形民俗文化財

風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に用いられる衣服、器具等、有形の民俗文化財

【例】 秩父祭屋台（国指定）、細川紙紙すき家屋（県指定）

(2) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

【例】 岩槻の古式土俵入り（国指定）、やったり踊り（県指定）

4 記念物

(1) 史 跡

貝塚、古墳、都城跡、旧宅等

【例】 埼玉古墳群（国指定特別史跡）、岩槻城跡（県指定）

(2) 名 勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等

【例】 長瀬（国指定名勝及び天然記念物）、越生の梅林（県指定）

(3) 天然記念物

動物、植物、地質鉱物

【例】 田島ヶ原サクラソウ自生地（国指定特別天然記念物）、橋立鍾乳洞（県指定）

5 文化的景観

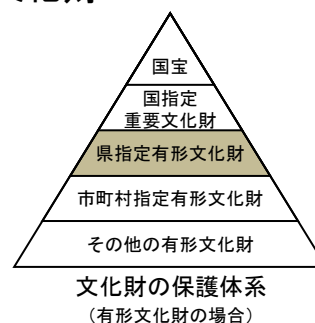
棚田、里山、用水路等

【例】 安行植木業の文化的景観（未指定）、野火止用水の文化的景観（未指定）

6 伝統的建造物群

宿場町、城下町、農漁村等

【例】 川越市川越伝統的建造物群保存地区（国の重要伝統的建造物群保存地区）



埼玉県所在国・県指定等文化財件数一覧

(令和3年6月24日現在)

1. 指定		国		県		国・県計
種別	種類	件数	種類	件数		
有形文化財 ※()内は国宝	重要文化財	建造物	27(1)	建造物	57	84
		絵画	9	絵画	40	49
		彫刻	10	彫刻	57	67
		工芸品	15(2)	工芸品	52	67
		書跡・典籍・古文書	6(1)	書跡・典籍・古文書	47	53
		考古資料	10(1)	考古資料	72	82
	歴史資料	2	歴史資料	12	14	
	小計	79(5)	小計	337	416	
無形文化財	重要無形文化財	3	無形文化財	2	5	
	小計	3	小計	2	5	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	9	有形民俗文化財	25	34	
	重要無形民俗文化財	8	無形民俗文化財	50	58	
	小計	17	小計	75	92	
記念物 ※()内は特別史跡 名勝天然記念物	史跡	22(1)	史跡	106	128	
	名勝	3	名勝	7	10	
	天然記念物	16(4)	天然記念物	86	102	
			旧跡	80	80	
	小計	41(5)	小計	279	320	
	国指定計	140	県指定計	693	833	

2. 選定		国	
伝統的建造物群 保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	1	
	小計	1	
選定保存技術	選定保存技術	3	
	小計	3	
	国選定計	4	

3. 登録		国	
登録有形文化財	建造物	187	
	歴史資料	1	
	小計	188	
登録民俗文化財	登録有形民俗文化財	1	
	小計	1	
登録記念物	名勝地関係	1	
	小計	1	
	国登録計	190	

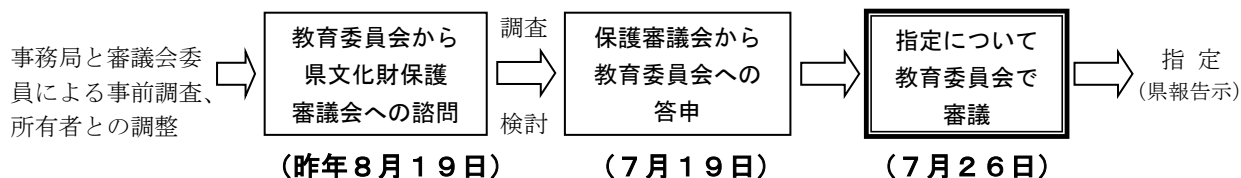
4. 選択		国		県		国・県計
選択無形民俗 文化財	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 (選択無形民俗文化財)	14	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 (選択無形民俗文化財)	30	44	
	国選択計	14	県選択計	30	44	

総計	348	総計	723	1070
----	-----	----	-----	------

この他に県選定重要遺跡161件

県指定の流れ及び指定後の取組について

1 文化財指定までの流れ



2 文化財保護審議会の役割

教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用について専門家の立場から調査・審議を行い、その結果を教育委員会に対して建議・答申する。

具体的には、文化財の指定候補に関する調査、指定の可否に関する検討、また、既指定文化財の保存状況の調査や、適切な修理・整備のための調査等を実施している。

(1) 設置に関する法令

文化財保護法（第190条：条例により教育委員会に設置することができる。）

埼玉県文化財保護審議会条例、埼玉県文化財保護審議会規則

(2) 組織

委員定数：20名以内（必要に応じて臨時委員を若干名。現在18名）

任期：2年（ただし再任を妨げず。）

(3) 構成員等

学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命、委嘱する。会長、副会長は委員の互選により選出する。

(4) 部会

委員の専門分野により、次の四つの部会に分かれて調査を行っている。

- ・第一部会：有形文化財（考古資料を除く。）に関する事項
- ・第二部会：無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術に関する事項
- ・第三部会：史跡、旧跡及び考古資料に関する事項
- ・第四部会：名勝及び天然記念物に関する事項

3 指定後の取組

所有者、地元市町村教育委員会等と連携し、適切な保護（保存と活用）に努める。

【例】保護に関する指導助言、保護事業に対する県費補助、現状変更の許可、各種届出の受理

令和3年度

埼玉県指定文化財の指定及び解除について

(答申)

令和3年7月19日

埼玉県文化財保護審議会

令和3年度 埼玉県指定文化財 指定候補 答申結果

番号	種別	種類	名称	員数	所有者(管理者)	所在地	結果
1	民俗文化財	無形民俗文化財	ちちぶかわせまつりのかわせとやたいのぎょうじ 秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事		川瀬祭保存会	秩父市	可
2	記念物	天然記念物	ちちぶさわらこっかくかせき チチブサワラ骨格化石	1括	埼玉県(県立自然の博物館)	秩父郡長瀬町長瀬一四一七番地一	可

令和3年度 埼玉県指定文化財 指定解除候補 答申結果

番号	種別	種類	名称	員数	所有者(管理者)	所在地	結果
1	記念物	天然記念物	ばんしょうじのしい 萬松寺のシイ	1本	宗教法人萬松寺	東松山市大字柏崎字名所三四二番地	可

種別・種類	民俗文化財 無形民俗文化財		
(フリガナ) 名 称	(チチブカワセマツリノカワセトヤタイノギョウジ) 秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事	員 数	—
所在地	秩父市		
保護団体	川瀬祭保存会		
調査日	平成27年7月20日		
調査委員	柳正博委員、菊池健策委員、小野寺節子前委員		
概 要	<p>秩父川瀬祭は、秩父市番場町に鎮座する秩父神社の摂社である日御碕神社の例大祭である。秩父地域では「お祇園」と呼ばれ、夏季に荒川の水によって穢れを祓い、清めるために、秩父神社の神輿が川入りする神輿洗い行事が行われ、付け祭として屋台・笠鉾の曳き回しが行われる。</p> <p>本行事については万治2年(1659)の「秩父妙見宮縁起書」(井上家文書)に「六月十五日の川瀬の祓」、天保8年(1837)の『秩父志』に「六月十五日神輿禊神事有テ西方荒川の水流中ニ神幸アリ」と神輿洗いの記述が見られるなど、歴史的経緯を示す文書が伝えられている。</p> <p>現在は、毎年7月19日頃に町会ごとに若衆が荒川で水を汲み、地域を清めるお水取り行事が行われる。例えば、お水取り行事を19日に行う本町では、辻ごとに水を撒いて清め、最後に町の会所前を清める。また同じ日に行う番場町では、秩父神社拝殿前と日御碕神社前の大岩に水を撒き、清める。</p> <p>20日午後には神輿の荒川への渡御が行われ、氏子の17町から2名ずつ選ばれた34名の神輿担ぎに担がれた神輿が、武の鼻と呼ばれる場所で川に入り、上流に向かって進む。そして妙見淵に設けた斎場の前で神輿をもみ、大勢で水をかけて清める。これを神輿洗いと呼び、その後神輿を斎場に移して神事が始まる。</p> <p>19日、20日とも付け祭として、屋台4基、笠鉾4基が市中を曳き回される。秩父川瀬祭は、冬の秩父祭が大人の祭りと言われるのに対して、子供の祭りと言われており、特に屋台囃子や曳き子は、子供達が中心的役割を担っている。なお、屋台行事の運営は各町の青年行事が担う。</p> <p>20日の昼過ぎ、神社境内に集合した屋台・笠鉾は神輿洗いが行</p>		

	<p>われる武の鼻に近い中村町へ向かう。</p> <p>屋台は本町、番場町、東町、宮側町から出され、屋根型は向唐破風、四方唐破風、八棟造と多様であるが、4基とも内室形式である。土台の内部で秩父屋台囃子が演奏される。笠鉦は上町、中町、熊木町、道生町から出され、三層笠鉦の上に万灯、せき台を付け、天辺は中町、熊木町が天道、上町、道生町は御幣を付ける。</p>
<p>所 見</p>	<p>本件は、荒川上流から中流域にかけて、また荒川支流域でも行われている「川瀬祭り」「川瀬行事」等と呼ばれる行事の一つである。神輿を川に入れたり、川の水で洗ったりすることによって清め、地域の災厄防除・悪疫退散を祈願する。祇園系の夏祭りの系譜に連なる祓いの行事の一つである。</p> <p>現在、神輿渡御のみを行う「川瀬祭り」が多い中であって、本件は、若衆が夜間に荒川で水を汲み、地域を清める「お水取り行事」が行われることや、明治期から屋台・笠鉦の曳き回しが行われるようになったことなど、民俗的要素を豊富に伝えているものである。</p> <p>また、「秩父祭の屋台行事と神楽」が冬の大人の祭りと言われ、本件は夏の子供の祭りと言われており、屋台囃子や笠鉦・屋台の囃子手と曳き子を子供達を中心となって担っている点も、祇園系の夏祭りの地域への定着のあり方を示すものとして特色がある。</p> <p>以上のことから、本件は地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものとして、県指定無形民俗文化財へ指定すべき価値を持つものと評価する。</p>
<p>備 考</p>	<p>○平成27年7月20日 現地調査実施 柳正博委員、菊池健策委員、小野寺節子前委員</p> <p>○平成29年7月20日 菊池健策委員参加</p> <p>○昭和57年9月10日 秩父市指定無形民俗文化財「川瀬祭の民俗行事」</p> <p>○令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止(神事のみ実施)</p> <p>○平成13年より天王柱立て神事が実施されるようになった。</p>



番場町のお水取り行事では、日御碕神社前の大岩に水をかけて、清める



子供が囃子手を務める



川瀬行事で神輿を荒川へ入れる神輿洗い



屋台の方向転換

種別・種類	記念物・天然記念物		
(フリガナ) 名 称	(チチブサワラコッカクカセキ) チチブサワラ骨格化石	員 数	1
所在地	秩父郡長瀬町長瀬 1 4 1 7 - 1 (埼玉県立自然の博物館)		
所有者	埼玉県		
調査日	平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日 (木)、令和元年 1 2 月 2 5 日 (火)		
調査委員	石田 健 委員、金子康子委員、本間岳史前委員		
概 要	<p>秩父盆地中央部に位置する新生代新第三紀中新世(約 1550 万年前)の古秩父湾堆積層から産出した大型魚類の骨格化石である。頭蓋骨や鰓蓋周辺の骨や肋骨、脊椎骨の一部が産出している。産出部位から推定される全長は約 2 m である。産出地は、秩父郡小鹿野町般若である。ここは、国指定天然記念物古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群のうち、パレオパラドキシア般若標本の産出地と同一地点である。1983 年 3 月 2 日に当時粘土採石場であった同地より、作業中に発見された。その後化石は埼玉県立自然史博物館(当時)に寄贈され、クリーニング等の作業の後、1985 年に産出報告された。</p> <p>1994 年には、本標本をホロタイプとして、サバ目サバ亜目サバ科サワラ族サワラ属の新種 <i>Scomberomorus chichibu</i> (和名:チチブサワラ) に新種記載された。ホロタイプは種の同定の基準となる世界で唯一の標本のことである。</p>		
所 見	<p>サワラ属、ニジョウサバ属、カマスサワラ属をまとめてサワラ族と呼び、現生種 2 1 種が知られている。日本国内のサワラ属およびサワラ族化石の産出例は少なく、サワラ属の化石が本標本のほか、岡山県津山市、石川県金沢市から産出しているほか、ニジョウサバ属の化石が富山市、カマスサワラ属の化石が岐阜県瑞浪市と土岐市から産出している。しかしながら、これらの化石標本のほとんどが断片的なものである。本標本は頭の骨を中心に比較的多くの骨を残し、当時のサワラ族の姿を知る上で重要な標本である。骨の大きさの比較が可能なほど部位が残存しており、その巨大な姿を推定できる。現在生息しているサワラの体長は大きなもので 1 m ほどであるが、本種の推定体長は 2 m と非常に大型の種であったことが分かる。本標本はサワラ属の起源や進化を解き</p>		

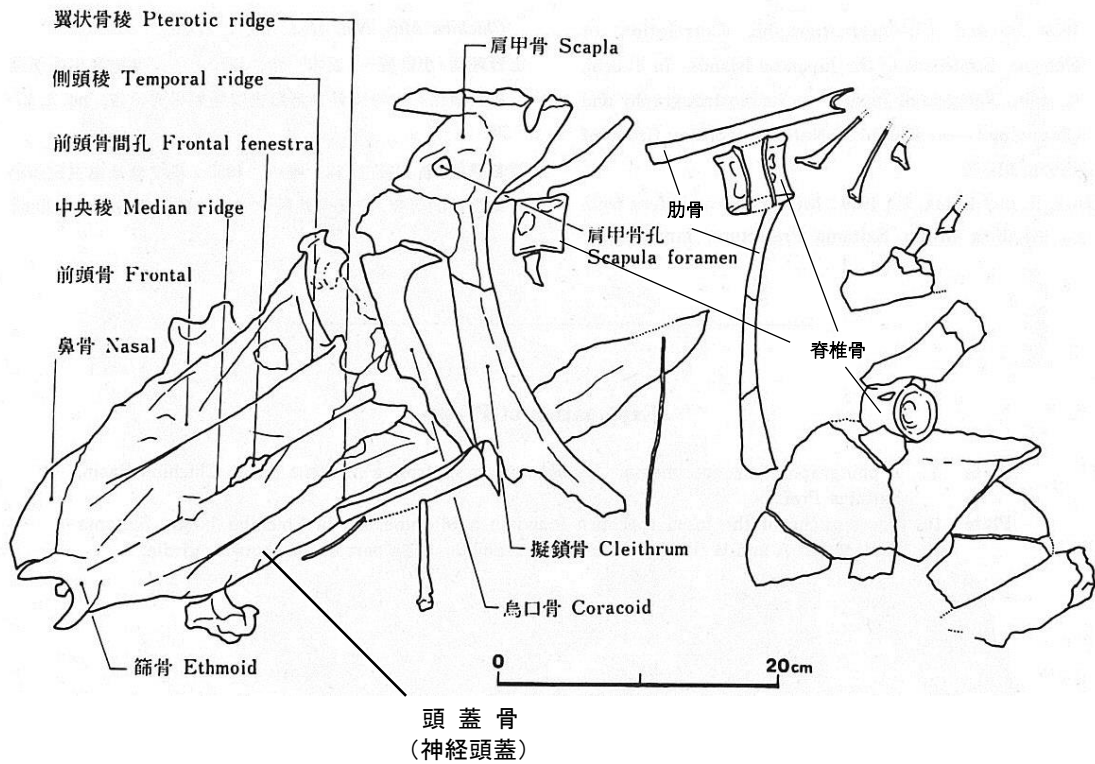
	<p>明かすためにも、古秩父湾の古環境・古生態を知るうえでも重要な化石標本と言える。</p> <p>本県からは、県指定天然記念物「川本町産出カルカロドン メガロドンの歯群化石」など、軟骨魚類であるサメ化石は多く産出しているが、硬骨魚類のまとまった化石は少ない。このうち、種名がついている化石は、秩父市から産出したチチブクサビフグ、深谷市から産出したサイタマカレイが知られている。これらはいずれもチチブサワラと同じ新生代新第三紀中新世のものであるが、そのホロタイプ標本は埼玉県に所在しない。そのため、本骨格化石は現在のところ県内に所在する唯一の県産硬骨魚類化石のホロタイプである。</p> <p>本骨格化石が産出した古秩父湾堆積層は、日本列島形成時の地殻変動と当時の古環境を物語る堆積層である。秩父郡市に点在する6カ所の露頭と県立自然の博物館に所蔵されている9標本の海棲哺乳類化石が共に国指定天然記念物に指定されている。チチブサワラは、これらの哺乳類化石に加え、古秩父湾の生物相が多様であったこと示す化石であり、古環境を知るうえで重要である。</p> <p>以上より、保存状態が良好で、埼玉県産出魚類化石の中で代表的存在であり、地域の地形・地質の成り立ちを知ることのできる高い学術的価値を有することから県指定天然記念物へ指定すべき価値を持つものと評価する。</p>
備 考	<p>○平成26年10月30日(木) 現地調査 石田 健 委員、金子康子委員、本間岳史前委員</p> <p>○令和元年12月25日(火) 現地調査 石田 健 委員、金子康子委員、本間岳史前委員</p> <p>【参考文献】</p> <p>UYENO Teruya, SAKAMOTO Kazuo and SAKAMOTO Osamu 「<i>Scomberomorus chichibu</i>, a New Miocene Scombrid Fish from Japan (Pisces, Perciformes)」 Bull. Nat. Sci. Mus., Ser.C, 20(4), 149-155, 1994</p> <p>上野輝彌・坂本治「秩父盆地で発見された中新世のサワラ属魚類化石」埼玉県立自然史博物館研究報告, 第3号, 49-54頁, 1985年</p>

チチブサワラ

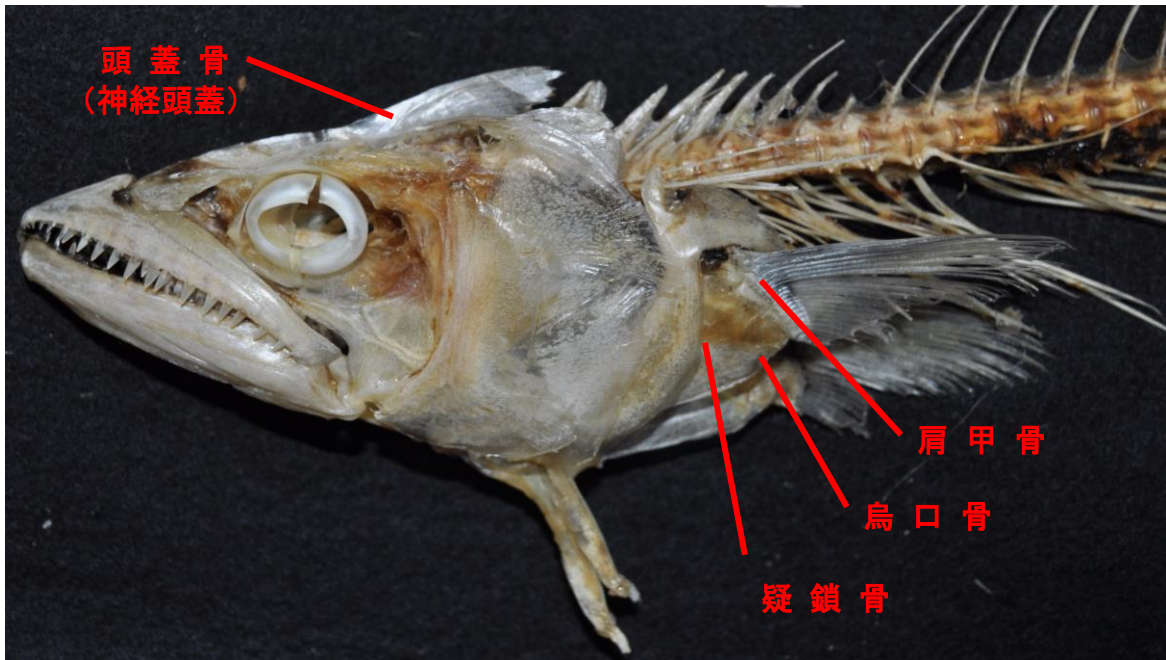
20 cm



産出化石のスケッチ



現生サワラ (サゴシ) 骨格側面観 (写真)



現生サワラ (サゴシ) 骨格頭蓋面観 (写真)



種別・種類	記念物・天然記念物		
(フリガナ) 名 称	(バンショウジノシイ) 萬松寺のシイ	員 数	1 本
所在地	東松山市柏崎 3 4 2		
所有者	萬松寺		
調査日	令和 2 年 1 1 月 1 2 日 (木)		
調査委員	石田 健 委員、金子康子 委員、谷口英嗣 委員		
概 要	<p>昭和 10 年 3 月 31 日に指定された樹齢約 500 年とされるスダジイの古木である。昭和 58 年時には幹周り 5.7m、樹高 9m を誇った。当初は同敷地内の 2 本が指定されていたが、平成 12 年に 1 本が枯死したことから平成 13 年 3 月 16 日に一部指定解除された。同年には残った 1 本にも一部の枝が枯れるなど、樹勢に衰えがみられるようになり、平成 22 年には、上部の大枝は全て枯れ、10 数本の萌芽幹が生えている状態となった。当時の幹周りは 6.6m、樹高は 5.5m であった。</p> <p>令和元年 12 月 31 日に線香の火が移り延焼。萌芽幹も全て焼失した。令和 2 年 5 月 29 日に事務局調査を行い、芽吹きが確認できなかったことから、令和 2 年 11 月 12 日に所有者、東松山市教育委員会立ち合いのもと、石田委員、金子委員、谷口委員と事務局で現地調査を行い、枯死していることを確認した。</p>		
所 見	埼玉県文化財保護条例第 1 条及び第 3 1 条第 1 項に規定する県指定天然記念物の要件を欠くことが確認されたため、同条例第 3 2 条第 1 項に定める「価値を失った場合」に該当し、本天然記念物の指定は解除されるべきである。		
備 考	<p>指 定：昭和10年 3 月31日 一部指定解除：平成13年 3 月16日 ○令和元年12月31日 (火) 火災 ○令和 2 年 1 月 1 日 (水) 事務局による現地確認 ○令和 2 年 1 月 7 日 (火) 萬松寺よりき損届提出 ○令和 2 年 5 月29日 (金) 事務局調査 ○令和 2 年12月12日 (木) 第 4 部会調査にて枯死確認 石田 健 委員、金子康子委員、谷口英嗣 委員</p>		

【参考文献】

- 『埼玉の文化財』（埼玉県教育委員会、昭和33年）
- 『埼玉の文化財』（埼玉県教育委員会、昭和58年）
- 『平成22年度 国・県指定天然記念物（植物）緊急現状調査報告書』（埼玉県教育委員会、平成23年）

萬松寺のシイ



昭和33年頃



平成22年12月2日



令和2年11月12日